

株 主 各 位

東京都台東区北上野二丁目23番 5 号

株式会社 イチケン

代表取締役社長 土 谷 忠 彦

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、開催日の前日(平成24年 6 月27日(水曜日))午後 6 時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年 6 月28日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番 1 号
浅草ビューホテル 3 階「祥雲の間」

3. 目的事項

報告事項 第86期(平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで)事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

第 4 号議案 当社取締役が付与する株式報酬型ストックオプションの内容承認の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎添付書類及び株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合には、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ichiken.co.jp>)においてお知らせいたします。

事業報告

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災による企業の生産活動の減少や原子力災害の影響に加え、急速な円高の進行や雇用情勢の悪化懸念など、厳しい状況の中で推移いたしました。

建設業界におきましては、住宅建設は持ち直しの兆しが見られたものの、民間工事における受注・価格競争の激化や労務費の上昇など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は事業規模の回復を目指し、受注高拡大のため、コア事業である「商業施設」の建築及び内改装工事に加え、住宅や介護施設等の受注活動にも積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、受注高は前期比24.0%増の604億4千5百万円となりました。

売上高は前期比16.3%増の581億5千7百万円となりました。その内訳は、建設事業が前期比16.6%増の574億6千2百万円、不動産事業が前期比2.4%減の6億9千5百万円であります。

次期への繰越工事高は前期比10.2%増の323億5百万円となりました。

損益につきましては、商業施設の完成工事高の増加に伴い、完成工事総利益が増加したことなどにより、営業利益は前期比56.2%増の8億1千8百万円となりました。また、破産更生債権等の回収による貸倒引当金の戻入れ益を営業外収益に計上したことなどにより、経常利益は前期比144.4%増の10億3千2百万円、当期純利益は前期比23.9%増の5億5千1百万円となりました。

部門別の受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建築工事	29,266	60,302	57,308	32,259
	土木工事	55	143	153	45
	計	29,322	60,445	57,462	32,305
不動産事業		—	—	695	—
合 計		29,322	60,445	58,157	32,305

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資金調達の状況

当期において長期安定資金を調達するため、第6回無担保社債(5年債)4億5千4百万円及び第7回無担保社債(5年債)2億1千万円を発行いたしました。

(3) 設備投資の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(4) 対処すべき課題

建設業界におきましては、震災復興に伴う建設需要の増加が見込まれますが、電力供給の制約や原油価格の上昇及び欧州政府債務危機等による円高の長期化など景気下振れのリスクが存在し、また、労務費や資材価格の上昇等による工事採算性の悪化が懸念されるなど、今後も厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況において、当社におきましては、「商業施設の建築事業を中核とした特性のあるゼネコン」、「安定成長する事業基盤の構築」を基本方針として企業価値の向上を目指してまいります。

重点施策といたしまして、引き続き「商業施設」の建築及び内改装工事に重点的に取り組むとともに、住宅及び介護施設の建築や耐震補強分野へも積極的な取り組みを行い、受注の拡大に努めてまいります。

また、併せて「企画提案型営業の推進」や「業務効率化による経費削減」等を行い、売上高の安定確保と利益改善を図ってまいります。

東日本大震災の被災地の復興に向けましては、「商業施設のイチケン」としての特性を最大限に生かし、その役割を果たしていく所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第83期 (平成20年度)	第84期 (平成21年度)	第85期 (平成22年度)	第86期(当期) (平成23年度)
受 注 高	52,714	52,693	48,738	60,445
売 上 高	64,093	59,806	50,006	58,157
経 常 利 益	1,475	854	422	1,032
当期純利益又は 当期純損失(△)	△541	910	445	551
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△15円12銭	25円38銭	12円41銭	15円37銭
総 資 産	33,264	28,863	28,964	33,354
純 資 産	6,560	7,326	7,523	7,964

(注) 1. 第83期におきましては、取引先の経営破綻に伴う貸倒引当金繰入額15億3千7百万円を特別損失として計上しております。

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

建設業法による特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業並びにショッピングセンター及びマンションの賃貸事業等の不動産事業を行っております。

(8) 主要な事業所（平成24年3月31日現在）

区 分	事 業 所 名	所 在 地
建 設 事 業	東 京 支 店	東京都台東区
	関 西 支 店	大阪府大阪市
	福 岡 支 店	福岡県福岡市
	札 幌 支 店	北海道札幌市
	仙 台 営 業 所	宮城県仙台市
	名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市
	神 戸 営 業 所	兵庫県神戸市
	沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市
不動産事業	赤とんぼ広場ショッピングセンター	兵庫県たつの市
	ワオシティ三郷	埼玉県三郷市

(9) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
484名	6名減	42.3歳	15.8年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

(単位 百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社 三 井 住 友 銀 行	128
株式会社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	236
株式会社 東 日 本 銀 行	334

(注) ㈱三井住友銀行と㈱三菱東京UFJ銀行は、当社発行の無担保社債の総額引受人であり、平成24年3月31日現在のそれぞれの引受額は、㈱三井住友銀行1,434百万円、㈱三菱東京UFJ銀行594百万円であります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 111,200,000株

(2) 発行済株式の総数 35,992,000株

（注）自己株式 94,239株を含んでおります。

(3) 株 主 数 4,342名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 マ ル ハ ン	11,714	32.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,124	3.13
株 式 会 社 サ ン ヤ マ ト	1,040	2.89
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	996	2.77
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	790	2.20
全 国 一 栄 会 持 株 会	709	1.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	571	1.59
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	547	1.52
イ チ ケ ン 従 業 員 持 株 会	353	0.98
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	330	0.91

（注）1. 持株数上位10名の株主について記載しております。

2. 持株数は、1,000株未満の株式数を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、各株主の持株数(1,000株未満の持株数を含む)の自己株式を除く発行済株式の総数に対する比率を記載しており、パーセントの数値は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

4. 全国一栄会持株会は、当社の取引先企業で構成されている持株会であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（平成24年3月31日現在）

①新株予約権の数

280個

②目的となる株式の種類及び数

普通株式 280,000株（新株予約権1個につき1,000株）

③当社役員の保有する新株予約権の区分別の内容の概要

	回 次	行使価額	行 使 期 間	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第4回	1円	自平成17年6月30日 至平成37年6月29日	20個	2名
	第5回	1円	自平成19年2月1日 至平成39年1月15日	20個	2名
	第6回	1円	自平成20年6月25日 至平成39年6月28日	40個	4名
	第7回	1円	自平成21年6月25日 至平成40年6月27日	40個	4名
	第8回	1円	自平成22年6月25日 至平成41年6月26日	50個	4名
	第9回	1円	自平成23年6月27日 至平成42年6月29日	50個	4名
	第10回	1円	自平成24年6月25日 至平成43年6月29日	60個	4名
社外取締役	該当する事項はありません。				
監査役	該当する事項はありません。				

(2) 当事業年度中に当社役員以外の者に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当 等	重要な兼職の状況
水野 憲雄	代表取締役会長	
土谷 忠彦	代表取締役社長（社長執行役員）	
長谷川博之	取締役（常務執行役員） 東京支店長	
川口 雄二	取締役（常務執行役員） 技術本部長	
本山 洋平	取締役（社外取締役）	株式会社マルハン 常務取締役
木村 隆夫	常勤監査役	
喜多 悟	監査役（社外監査役）	
西村 正明	監査役（社外監査役）	
青柳 正敏	監査役（社外監査役）	株式会社マルハン 常勤監査役

- (注) 1. 「地位及び担当等」及び「重要な兼職の状況」は、平成24年3月31日現在で記載しております。
2. 監査役喜多悟氏は、公認会計士として長年にわたり主として上場会社の監査に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役西村正明氏は、複数の会社において財務・経理業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役青柳正敏氏は、株式会社マルハン入社前から長年にわたり複数の会社において経理業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は監査役喜多悟氏及び監査役西村正明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 平成24年4月1日付の組織の一部変更に伴い、同日付で取締役常務執行役員長谷川博之氏は、東京支店長兼営業推進室長に担当が変更されております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	4名	106百万円
監査役	3名	19百万円
合 計 (うち社外役員)	7名 (2名)	126百万円 (6百万円)

(注) 1. 上記報酬等の額には以下のものが含まれております。

- ①平成22年 6 月29日開催の取締役会の決議により、取締役 4 名(社外取締役を除く)に付与しました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権 742千円
- ②平成23年 6 月29日開催の取締役会の決議により、取締役 4 名(社外取締役を除く)に付与しました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権 3, 051千円
2. 役員報酬限度額は、平成20年 6 月27日開催の第82回定時株主総会で、次のとおり決議されております。但し、この金額には使用人分の給与(賞与を含む)相当額は含まれないこととなっております。

取締役	年額 270百万円
監査役	年額 40百万円
3. 平成18年 6 月29日開催の第80回定時株主総会において、前項の報酬限度額とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会から 1 年以内に取締役に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限を30百万円とする旨、決議されております。
4. 上記の表に記載した報酬等のほかに当事業年度において支払い、または支払う見込みの額が明らかとなった会社社員の報酬等は、ありません。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	本山 洋平	12回開催された取締役会のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者としての視点から発言しております。
社外監査役	喜多 悟	12回開催された取締役会及び13回開催された監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての豊富な監査経験に基づいて発言しております。
社外監査役	西村 正明	12回開催された取締役会及び13回開催された監査役会のすべてに出席し、主に他社における経営者としての経験並びに財務・経理部門における経験に基づく視点から発言しております。
社外監査役	青柳 正敏	12回開催された取締役会のうち11回に、13回開催された監査役会のうち11回に出席し、主に他社における常勤監査役としての経験に基づく視点から発言しております。

②社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役本山洋平氏が常務取締役を兼任している株式会社マルハンは、議決権比率にして32.79%に相当する当社株式を保有しており、当社は同社の関連会社であります。また、当社と同社の間には建設工事の取引関係があります。

③社外役員全員に共通する項目は次のとおりであります。

A. 次の項目には、該当する事項はありません。

- イ. 他の法人等の社外役員またはこれに類するものを兼任し、それが重要な兼職に該当する場合における当社と当該他の法人等の関係
- ロ. 当社または当社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者または使用人との親族関係
- ハ. 「当事業年度における主な活動状況」のうち、「社外役員の意見により変更された事業方針等」及び「不当または不正な重要な業務執行が行われたときの予防行為及び発生後の対応行為」
- ニ. 当社の親会社または当該親会社（親会社がない場合は、当社）の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

B. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。但し、取締役または監査役としての職務を遂行するにあたり、善意にして、かつ、重大な過失が無い場合に限ることとしております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について全役職員に対して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。
また、内部通報制度の活用等により、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。
- ・市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速な対応を実施し、損失の拡大防止と損失を最小限に止める体制を構築している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当会社及び子会社のそれぞれが自主的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、当会社が親会社として適切に子会社を管理し、支援を行うことにより、当会社を中心とする企業集団における業務の適正の確保を図る。
- ・子会社における業務の適正を確保するため、子会社の内部監査部門による業務監査のほか、当会社の内部監査部門も子会社の業務監査を実施する。
- ・子会社の役職員も、当会社の内部通報制度を利用できるものとする。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。また、補助者の人事異動については監査役の意見を尊重し、人事評価については監査役が行うものとする。

- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項については監査役に速やかに報告するものとし、その他業務執行状況や内部監査の実施状況等については、監査役の求めに応じて速やかに報告するものとする。また、監査役は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成24年 3 月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	(27,152)	流 動 負 債	(22,091)
現 金 預 金	9,714	支 払 手 形	10,292
受 取 手 形	3,887	工 事 未 払 金	8,479
完成工事未収入金	12,193	短 期 借 入 金	952
販 売 用 不 動 産	41	1 年内償還予定の社債	578
未成工事支出金	945	リ ー ス 債 務	3
繰 延 税 金 資 産	279	未 払 金	151
未 収 入 金	93	未 払 法 人 税 等	36
未 収 消 費 税 等	163	未 成 工 事 受 入 金	970
そ の 他	248	完 成 工 事 補 償 引 当 金	82
貸 倒 引 当 金	△ 415	工 事 損 失 引 当 金	153
		賞 与 引 当 金	258
		そ の 他	132
固 定 資 産	(6,202)	固 定 負 債	(3,298)
有 形 固 定 資 産	4,030	社 債	1,449
建 物 ・ 構 築 物	1,380	長 期 借 入 金	446
機 械 ・ 運 搬 具	10	リ ー ス 債 務	6
工 具 器 具 ・ 備 品	52	退 職 給 付 引 当 金	842
土 地	2,577	長 期 未 払 金	9
リ ー ス 資 産	9	長 期 預 り 金	545
無 形 固 定 資 産	54		
投 資 そ の 他 の 資 産	2,117	負 債 合 計	25,390
投 資 有 価 証 券	879		
破 産 更 生 債 権 等	578	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	26	株 主 資 本	(7,709)
繰 延 税 金 資 産	620	資 本 金	4,301
長 期 差 入 保 証 金	552	資 本 剰 余 金	186
そ の 他	28	資 本 準 備 金	186
貸 倒 引 当 金	△ 569	利 益 剰 余 金	3,238
		利 益 準 備 金	111
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,127
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,127
		自 己 株 式	△ 16
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(224)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	224
		新 株 予 約 権	(30)
		純 資 産 合 計	7,964
資 産 合 計	33,354	負 債 純 資 産 合 計	33,354

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4 月 1 日)
至 平成24年 3 月31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	57,462	
不 動 産 事 業 売 上 高	695	58,157
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	55,129	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	598	55,728
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	2,333	
不 動 産 事 業 総 利 益	96	2,429
販売費及び一般管理費		1,611
営 業 利 益		818
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	13	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	307	
そ の 他	14	340
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
手 形 売 却 損	4	
そ の 他	78	126
経 常 利 益		1,032
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	
そ の 他	0	7
税 引 前 当 期 純 利 益		1,025
法人税、住民税及び事業税	16	
法 人 税 等 調 整 額	457	473
当 期 純 利 益		551

株主資本等変動計算書

(自 平成23年 4 月 1 日)
(至 平成24年 3 月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,301	186	186	93	2,773	2,866
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立				17	△ 17	—
剰 余 金 の 配 当					△ 179	△ 179
当 期 純 利 益					551	551
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計				17	354	372
当 期 末 残 高	4,301	186	186	111	3,127	3,238

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 16	7,337	159	159	26	7,523
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		—				—
剰 余 金 の 配 当		△ 179				△ 179
当 期 純 利 益		551				551
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			65	65	3	69
当 期 変 動 額 合 計	△ 0	372	65	65	3	441
当 期 末 残 高	△ 16	7,709	224	224	30	7,964

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

その他有価証券：時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。

販 売 用 不 動 産：個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

未 成 工 事 支 出 金：個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産：定額法

（リース資産を除く）

無 形 固 定 資 産：定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を計上しております。
- (2) 完成工事補償引当金は、完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。
- (3) 工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法は、次のとおりであります。

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 変動金利借入金

③ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するため、金利スワップを採用しており、投機的取引は実施しておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,649 百万円
2. 保証債務等	
保 証 債 務 額	377 百万円
受 取 手 形 割 引 高	143 百万円
3. 担保に供している資産	
建 物	905 百万円
土 地	1,622 百万円
投 資 有 価 証 券	2 百万円
(上記に対応する債務)	
短 期 借 入 金	234 百万円
(短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金 228百万円)	
長 期 借 入 金	130 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
受 取 手 形	855 百万円
完成工事未収入金	184 百万円
未 成 工 事 受 入 金	3 百万円
5. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額	8 百万円
6. 偶発債務	
平成22年3月に締結した工事請負契約(工事価格18億8千万円、着手金6億円受領済み)については、契約締結後に工事に着手することが不可能であると判明したため、当社は受注方針に基づき、当該契約は無効であり、工事が着手できないことを当該発注者に文書で通知(平成22年6月)するとともに、着手金6億円を平成22年7月に弁済供託しております。	
なお、当社は、当該発注者より平成22年9月に建物建築工事を求める旨の請負工事履行請求訴訟(東京地方裁判所)及び平成24年4月に引き渡し遅延による違約金(4億3千6百万円)を求める旨の違約金請求訴訟(東京地方裁判所)を受けておりますが、引き続き当該契約の無効を主張していく方針であります。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営 業 取 引 に よ る 取 引 高	完成工事高 2,939 百万円
2. 工事進行基準による完成工事高	31,807 百万円
3. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	152 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	35,992	—	—	35,992
合 計	35,992	—	—	35,992
自己株式				
普通株式	93	0	—	94
合 計	93	0	—	94

(注) 自己株式の株式数の増加は、すべて単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	179百万円	利益剰余金	5.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当事業年度中のものに関する事項

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	179百万円	利益剰余金	5.00円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

3. 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

決 議	株 式 の 種 類	株式の数 (千株)
平成17年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	20
平成18年12月15日 取 締 役 会	普通株式	20
平成19年6月28日 取 締 役 会	普通株式	40
平成20年6月27日 取 締 役 会	普通株式	40
平成21年6月26日 取 締 役 会	普通株式	50
平成22年6月29日 取 締 役 会	普通株式	50

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
減損損失	338 百万円
退職給付引当金	306 百万円
繰越欠損金	228 百万円
貸倒引当金繰入超過額	169 百万円
販売用不動産評価損	150 百万円
投資有価証券評価損	105 百万円
賞与引当金	98 百万円
その他	224 百万円
繰延税金資産小計	1,620 百万円
評価性引当額	△ 615 百万円
繰延税金資産合計	1,004 百万円
繰延税金負債	
土地評価益	△ 100 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 4 百万円
繰延税金負債合計	△ 105 百万円
繰延税金資産の純額	899 百万円

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については36.0%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は80百万円減少し、法人税等調整額は80百万円増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。なお、そのほとんどが1年以内の回収期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

破産更生債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに定期的な債権管理を行い、必要に応じて法的措置を検討するなど、債権の早期回収を図る体制としております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	9,714	9,714	—
(2) 受取手形	3,887	3,872	△ 14
(3) 完成工事未収入金	12,193	12,193	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	839	839	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*)	578		
	△ 565		
	13	13	—
資 産 計	26,647	26,633	△ 14
(1) 支払手形	10,292	10,292	—
(2) 工事未払金	8,479	8,479	—
(3) 短期借入金	952	952	—
(4) 1年内償還予定の社債	578	578	—
(5) 社債	1,449	1,423	△ 25
(6) 長期借入金	446	440	△ 5
負 債 計	22,198	22,167	△ 30
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、期日が1年を超える受取手形の時価については、手形金額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所における価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等は、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- (1)支払手形、(2)工事未払金、(3)短期借入金、(4)1年内償還予定の社債
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。

- (注) 2. 非上場株式(貸借対照表計上額40百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中の「資産(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸マンション(土地を含む。)や賃貸商業施設(土地を含む。)を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

貸借対照表計上額	時 価
3,916	2,429

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	(株)マルハン	被所有	営業上の取引 役員の兼任 2名	工事の請負	2,939	受取手形	855
		直接32.79%				完成工事 未収入金	184
		間接 1%				未成工事 受 入 金	3

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

工事の請負価格については、市場価格を勘案して見積提出し、価格交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 221円03銭

1株当たり当期純利益 15円37銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(その他の注記)

1. 当事業年度末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日残高に含まれております。

受 取 手 形	679 百万円
支 払 手 形	22 百万円

2. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 16 日

株式会社 イ チ ケ ン
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 後 藤 紳 太 郎 ㊞

公認会計士 秦 一 二 三 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イチケンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の「貸借対照表等に関する注記」6. 偶発債務に記載されているとおり、会社は平成22年3月に締結した工事請負契約について、契約は無効である旨の主張を行っているが、会社は当該発注者より建物建築工事を求める旨の請負工事履行請求訴訟及び引き渡し遅滞による違約金(436百万円)を求める旨の違約金請求訴訟を受けている旨、注記している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月21日

株式会社イチケン 監査役会

常 勤 監 査 役	木 村 隆 夫	㊤
監査役(社外監査役)	喜 多 悟	㊤
監査役(社外監査役)	西 村 正 明	㊤
監査役(社外監査役)	青 柳 正 敏	㊤

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した配当の維持を基本方針とし、経営基盤の強化のため各期の業績と適正な内部留保を勘案しつつ配当を実施することとしております。

当期の期末剰余金の配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績並びに建設業界を取り巻く厳しい経営環境を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき5円 総額 179,488,805円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役5名全員が任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	みず の のり お 水 野 憲 雄 (昭和22年 8月24日生)	平成13年4月 大成建設株式会社建築本部調 達部長 平成15年4月 同社九州支店建築部長 平成17年7月 同社九州支店副支店長 平成19年1月 タイメック株式会社専務執行 役員海外調達部長兼建材営業 部長 平成19年6月 当社取締役専務執行役員MP事 業担当 平成20年4月 当社取締役専務執行役員事業 統括本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長兼社長執 行役員事業統括本部長 平成23年4月 当社代表取締役社長 社長執 行役員 平成23年5月 当社代表取締役会長(現任)	121,000株
2	つち や ただ ひこ 土 谷 忠 彦 (昭和22年 10月28日生)	平成13年1月 株式会社ダイエー取締役IR広 報室長 平成15年5月 同社常務取締役販売統括 平成17年6月 当社取締役専務執行役員管理 本部長 平成23年4月 当社取締役専務執行役員管理 本部長兼総務人事部長 平成23年5月 当社代表取締役社長 社長執 行役員(現任)	121,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
3	は せ がわ ひろ ゆき 長谷川 博 之 (昭和35年 2月4日生)	平成14年6月 当社取締役関西統括兼神戸本店長 平成17年4月 当社常務取締役関西統括兼神戸本店長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員関西統括兼神戸本店長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副部長兼関東統括 平成20年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副部長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副部長兼営業推進室長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員東京支店長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員東京支店長兼営業推進室長(現任)	20,000株
4	かわ ぐち ゆう じ 川 口 雄 二 (昭和24年 4月21日生)	平成14年1月 大成建設株式会社住宅事業本部建築統括部工事部長 平成17年4月 同社建築本部リニューアル部長 平成18年6月 タイメック株式会社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副部長 平成20年4月 当社取締役常務執行役員東京支店長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員技術本部長(現任)	114,000株
5	もと やま よう へい 本 山 洋 平 (昭和21年 6月29日生)	平成12年5月 株式会社マルハン社長室長 平成14年1月 同社取締役社長室長 平成17年10月 同社常務取締役(現任) 平成19年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マルハン 常務取締役	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 本山洋平氏は社外取締役候補者であり、社外取締役候補者としての記載事項は次のとおりであります。
- (1) 同氏は、会社経営に関する長い経験とそれに裏付けられた深い見識を有しており、当社の経営に利するところが大きいと考え、社外取締役候補者としたものであります。
 - (2) 同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもちまして5年であります。
 - (3) 当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外取締役に再任された場合には、同一の内容の契約をあらためて締結する予定であります。なお、現契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となっており、取締役の職務を遂行するにあたり、善意にして、かつ、重大な過失が無い場合に限り適用されることとなっております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査役西村正明氏が任期満了となりますので、あらためて西村正明氏の再任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の略歴等は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
にし むら まさ あき 西 村 正 明 (昭和23年 10月6日生)	昭和46年4月 株式会社ダイエー入社 平成4年4月 同社財務本部副本部長 平成6年8月 株式会社ダイエーコンビニエンスシステムズ(現㈱ローソン)取締役財務経理室長 平成8年1月 株式会社ダイエー経営計画本部長 平成8年8月 株式会社マルエツシステム物流本部副本部長 平成11年4月 株式会社ダイエーホールディングコーポレーション専務取締役企画統括 平成13年1月 株式会社日本流通リース代表取締役社長 平成20年6月 当社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 西村正明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村正明氏は社外監査役候補者であり、社外監査役候補者としての記載事項は次のとおりであります。
- (1) 同氏の会社経営の経験と財務・経理部門での長い経歴に裏付けられた深い見識から、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。
 - (2) 同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもちまして4年であります。
 - (3) 当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (4) 当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が社外監査役に再任された場合には、同一の内容の契約をあらためて締結する予定であります。なお、現契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となっており、監査役の職務を遂行するにあたり、善意にして、かつ、重大な過失が無い場合に限り適用されることとなっております。

第4号議案 当社取締役が付与する株式報酬型ストックオプションの内容承認の件

会社法(平成17年法律第86号)第361条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、当社取締役が付与する株式報酬型ストックオプションの内容につき、ご承認をお願いするものであります。

(提案の理由)

当社は、株価上昇によるメリットと株価下落のリスクを株主様と共有することにより取締役の業績向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、平成17年より取締役退職慰労金制度を廃止し、代わりに取締役に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

なお、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会におきまして、通常の実績報酬とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に取締役に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の上限を年額30百万円とすることにつき、ご承認いただいております。

(提案の内容)

株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりとします。

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役(但し、社外取締役を除きます。)

なお、本総会の第2号議案が原案どおり承認可決された場合、付与の対象となる取締役は4名となります。

(2) 新株予約権の総数

本議案承認の日から1年以内に割り当てる新株予約権の上限を60個とします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本議案承認の日から1年以内に割り当てる新株予約権の行使により発行または移転する株式の種類は当社普通株式とし、その数の上限を当初60,000株とします。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数を当初1,000株とし、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権1個当たりの目的たる株式の数について調整し、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるとともに、かかる調整に基づき、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式数についても調整するものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、株式交換または株式移転を行う場合、その他未行使の新株予約権1個当たりの目的たる株式の数について調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができるものとします。

(4) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、新株予約権を割り当てた日における当社株式の市場価格及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとします。

(5) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えにする払込金額は、前号により算出される新株予約権の公正価額相当額とします。但し、これを新株予約権の割当を受けた取締役(以下、「新株予約権者」といいます。)の当社に対する報酬請求権をもって相殺することとし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しないものとします。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに発行もしくは移転すべき株式数を乗じて得られる金額とします。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間(以下、「権利行使期間」といいます。)は、本総会の日の翌日から20年間の期間内で、取締役会の決議により決定するものとします。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(9) 権利行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」といいます。)から1ヶ月間、かつ、権利行使期間内に限り、新株予約権を行使できるものとします。

また、上記の定めにかかわらず、権利行使期間の満了する日の翌日の1ヶ月前の応答日に至るも権利行使開始日を迎えなかった新株予約権者は、当該応答日から権利行使期間の満了する日までの期間において新株予約権を行使することができるものとします。

② 新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時までに取締役の地位を喪失した新株予約権者は、その理由の如何にかかわらず、新株予約権を喪失するものとします。

③ 新株予約権の一部の行使はできないものとします。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認められるものとします。

⑤ その他の権利行使に関する条件については、取締役会の決議により決定するものとします。

(10) その他

新株予約権の募集事項及びその他の細目事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

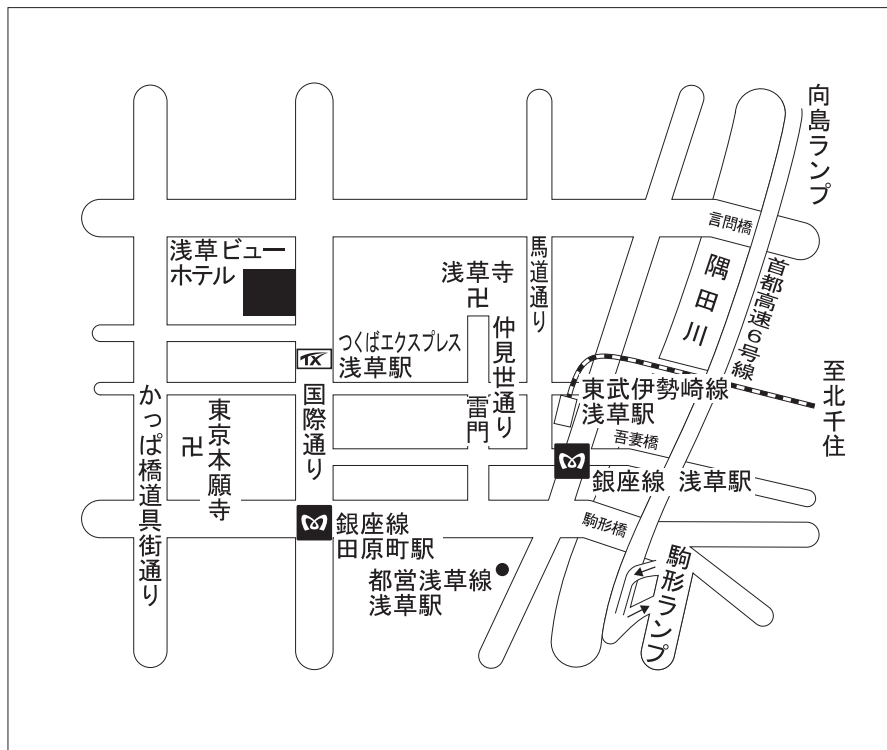
以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school writing paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内

会 場：東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル3階「祥雲の間」



〔交通〕 電車のご利用案内

つくばエクスプレス「浅草駅」直結

東京メトロ銀座線「田原町駅」徒歩7分

都営地下鉄浅草線「浅草駅」徒歩10分

東武鐵道伊勢崎線「浅草駅」徒歩10分